

.....
ハーレーダビッドソン Visa カード特約
.....

第1条（名称）

ハーレーダビッドソン Visa カード（以下「本カード」といいます。）とは、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が Harley-Davidson Financial Services International, Inc とのライセンス契約によって当社が発行するカードで、Visa カード機能を有します。

第2条（本会員及び家族会員）

- 1.本会員とは、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、ハーレーダビッドソンジャパンまたはハーレーダビッドソン正規ディーラーを通して当社に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。
- 2.家族会員（以下本会員と家族会員を総称して「会員」といいます。）とは、本会員が代理人として指定した家族で、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が認めた方をいいます。

第3条（年会費）

- 1.本カードの年会費（カード盗難保険料及び消費税を含みます。）は、本会員の入会初年度は無料とし、次年度より本会員は 1,375 円（うち消費税 125 円）、家族会員は 1 名につき 440 円（うち消費税 40 円）を、毎年当社所定の時期に支払うものとします。
- 2.前項にかかわらず、本会員及び家族会員を含めた、前年度のカードショッピングのご利用回数合計が 1 回以上の場合は、次年度の年会費を無料とします。（なお、ご利用加盟店の事務処理上等の都合により、ご利用日が対象期間内であっても売上データ等が対象期間内に当社に到着しない場合は、前年度の利用と判定されず、次年度の利用と判定される場合があります。）
- 3.次年度以降の年会費については、前項と同様の対応とします。

第4条（適用）

本特約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、本特約とジャックスカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。